^令 和後期高齢者医療制度

●保険証の更新

(ID:4937)

現在お持ちの保険証(「後期高齢者医療被保険者証」)の有効期限は 7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で 発送します。8月1日からは、新しい保険証をお使いください。

▼配達時に不在だった場合

郵便受けに案内(不在連絡票)が入ります。郵便局へ再配達の依頼を するか、日進郵便局で直接受け取ってください。



●医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合(3割・2割・1割)は、令和4年中の所得などで判定されます。(表1)

●保険料の決定

令和4年中の所得などに基づき計算した「令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

▼保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

また、一定の要件(表2)に該当する人は、保険料(均等割額)が軽減されます。

保険料の 計算方法

所得割額

[令和4年中の所得金額一基礎控除額(表3)] ×所得割率9.57%



均等割額

49.398円



年間保険料額

(上限額66万円)

あいち後期高齢者医療コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療に関するコールセンターを開設しています。保険料の算定方法や保険証の負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ 0570-011-558

ご利用には 通話料がかかります。

【時間】午前8時45分~午後5時15分

(土日祝及び年末年始を除く。ただし、7月15日~8月27日の繁忙期は土日祝日も開設しています。) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

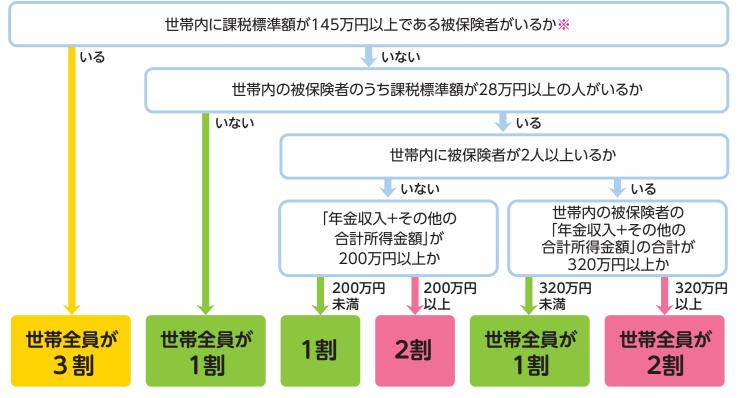
【内容】保険料額決定通知、保険料額計算方法、賦課状況、被保険者証・限度額適用認定証、各種給付・ 保険事業、医療費通知、その他一般的な後期高齢者医療制度に関する全般

ご注意

コールセンターは、受信専用です。**還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、** 金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。

表1

自己負担割合の判定方法



※ 一定の基準・要件を満たす場合には、1割または2割になるケースがあります。

表2 保険料の軽減

要件		軽減措置 均等割額
世帯主と その世帯にいる 後期高齢者医療制度 被保険者全員の 所得の合計	43万円+10万円× (給与所得者等の人数-1)以下	7割軽減
	43万円+(29万円×世帯の後期高齢者医療制度被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	5割軽減
	43万円+(53.5万円×世帯の後期高齢者医療制度被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	2割軽減

※5割軽減および2割軽減の判定額が令和5年度から変更になります。

表3 基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

